



2024年3月12日

各位

会社名 京成電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 小林敏也
(コード番号 9009 東証プライム市場)
問合せ先 総務部総務・法務課長 小松崎一朗
(TEL 047-712-7061)

自己株式立会外取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得)

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

本日、その具体的な取得方法について以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、自己株式を取得するものです。

2. 取得の方法

本日 (2024年3月12日) の終値 6,320 円で、2024年3月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行い、約 316 億円に相当する自己株式を取得します (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

今回の取得において、みずほ証券株式会社 (以下「みずほ証券」という。) より、5,000,000 株の売付注文がなされる予定となっておりますが、後述のとおり、みずほ証券からの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当 (詳細は後記のとおり) になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

3. 取得内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	5,000,000 株 (発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する割合 2.96%)

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) 株式の取得価額の総額	31,600,000,000 円 (6,320 円 (2024 年 3 月 12 日の終値) × 取得する株式の総数)
(4) 取得結果の公表	午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注 1) 当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付け注文をもって買付けを行う。

(参考) 2024 年 3 月 12 日時点の発行済株式総数及び自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く)	168,927,064 株
自己株式数	3,484,121 株

4. 一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) について

本件における自己株式取得の手法は、米国において一般的に用いられている Accelerated Share Repurchase (以下「ASR」という。) という手法です。

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、みずほ証券より提案された ASR による手法 (以下「本 ASR 取引」という。) が、約 316 億円相当の自己株式取得を期間内に確実にやりたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用など様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している約 316 億円規模の自己株式取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3 において買付の委託を行うのみの場合には、上記の手法と異なり、取引自体は 1 日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本 ASR 取引を採用すると、以下に詳述するとおり、自己株式取得取引が 1 日で終了することに加えて、株主の皆様による売付注文が約 316 億円に達しない場合であっても、不足額についてはみずほ証券が当社株式の借株をした上で売付注文を行う予定であることから、約 316 億円相当の自己株式取得をより確実にを行うことが可能になります。

なお、みずほ証券は本開示後に当社株式の借株を行うことから、現時点でみずほ証券の売付注文額は確定しておりませんが、みずほ証券からは、取得予定株式数の売付注文は可能な見込みである旨聞いております。米国では本手法に類似した取引が行われているものの、日本においては新しい手法ですので、本プレスリリース記載の本手法の概要および当社ホームページで開示予定の新株予約権の発行に係る公告の内容をご理解いただきますようお願い申し上げます。また、みずほ証券およびその関係会社 (以下総称して「みずほ」という。) による売付に関する情報が東京証券取引所のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>) において公表されるとのことですので、ご参照ください。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本 ASR 取引の概要>

当社はまず、2024年3月13日に ToSTNeT-3 により一株あたり 6,320 円で、5,000,000 株、約 316 億円に相当する自己株式を取得します（以下「本買付」という。）。

本買付にあたっては、みずほ証券が借株をした上で売付注文をする予定ですので、本買付に際して株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は取得予定株式の総数 5,000,000 株を取得できる見込みです。みずほ証券からは、当社大株主または市場からの借株により、5,000,000 株の売付注文は可能な見込みである旨聞いておりますが、みずほ証券は本開示後に当社株式の借株を行うことから、現時点でみずほ証券の売付注文額は確定しておりません。なお、ToSTNeT-3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるみずほ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、みずほ証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

みずほ証券は本買付における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定（以下「ショートカバー取引」という。）であると聞いておりますが、みずほ証券が行う当社株式の取得に関して、当社とみずほ証券との間で締結された契約はありません。

次に、本買付においてみずほ証券が売却した当社普通株式の売却金額（以下「受領金額」という。）については、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2024年3月14日から新株予約権の行使請求日又は行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日まで）の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に 99.90% を乗じた価格（以下「平均 VWAP」という。）と同じになるように、別途、本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当先であるみずほ証券（以下「割当予定先」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均 VWAP が 6,320 円よりも高い場合は、本新株予約権を行使価格 1 円で行使することにより、「本買付において割当予定先が売却した当社普通株式の数」（以下「売却株式数」という。）から「受領金額を平均 VWAP で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当予定先に交付し、逆に、②平均 VWAP が 6,320 円よりも低い場合は、「受領金額を平均 VWAP で除して得られる株式数」から売却株式数を控除して算出される数の当社株式を割当予定先から無償で取得することを合意しています。なお、新株予約権の行使に応じて割当予定先に交付する当社株式には自己株式を充当する予定です。また、みずほ証券から、調整取引において当社がみずほ証券から取得する株式について、みずほ証券はショートカバー取引を通じて取得した株式を充当するとの説明を受けております。

<調整取引のメカニズム>

① 平均 VWAP が 6,320 円よりも高い場合

本買付後に当社株式の株価が上昇し平均 VWAP が 6,320 円を上回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者に交付されます。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
--

交付株式数 = 売却株式数 - 取得可能株式数 (平均 VWAP)
最終取得株式数 = 売却株式数 - 交付株式数
= 売却株式数 - (売却株式数 - 取得可能株式数 (平均 VWAP))
= 取得可能株式数 (平均 VWAP)
= 受領金額 ÷ 平均 VWAP

売却株式数：本買付においてみずほ証券から買付けた株式数

取得可能株式数 (平均 VWAP)：本買付においてみずほ証券から買付けた金額により当社株式を平均 (VWAP) で取得したと仮定した場合の取得株式数 (ただし、100 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。)

② 平均 VWAP が 6,320 円よりも低い場合

本買付後に当社株式の株価が下落し平均 VWAP が 6,320 円を下回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者から無償で取得されます。

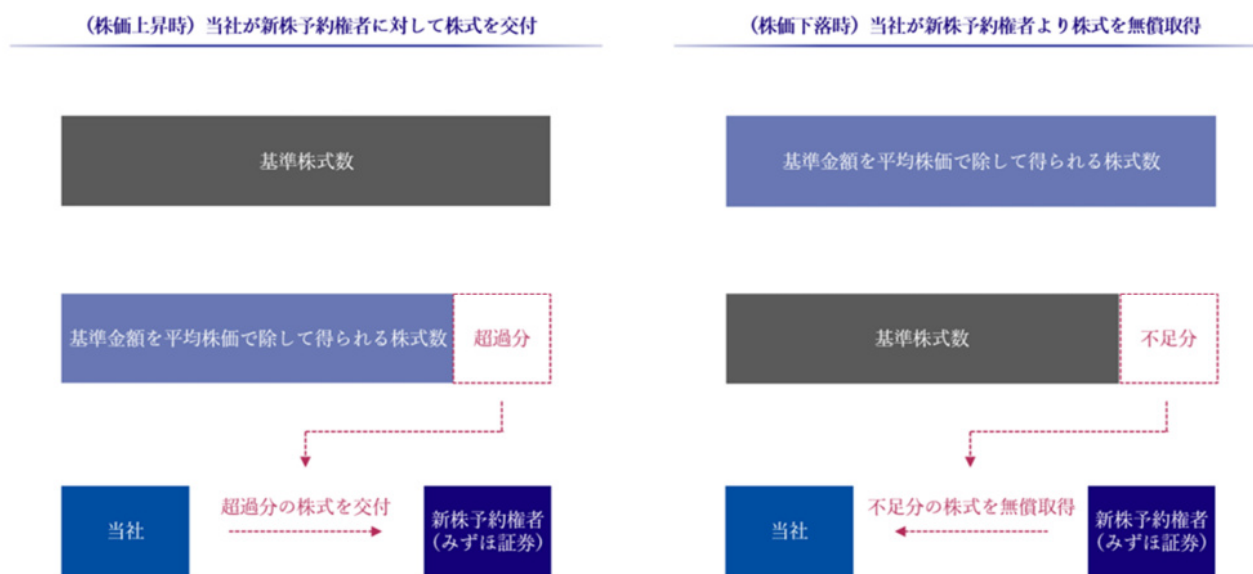
追加取得株式数 = 取得可能株式数 (平均 VWAP) - 売却株式数
最終取得株式数 = 売却株式数 + 追加取得株式数
= 売却株式数 + (取得可能株式数 (平均 VWAP) - 売却株式数)
= 取得可能株式数 (平均 VWAP)
= 受領金額 ÷ 平均 VWAP

上記の通り、最終取得株式数は ToSTNeT-3 においてみずほ証券から買い付けた金額により当社株式を平均 VWAP で取得した場合の取得株式数 (取得可能株式数 (平均 VWAP)) となります。

かかる取得株式数の調整は、みずほ証券が必要と判断するショートカバー取引を完了した後、2024 年 5 月 8 日から 2024 年 9 月 25 日までに行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<調整取引の概念図>



<調整取引テーブル>

平均VWAP (円) (A)	取得金額 (円) (B)	平均VWAPに基づく 取得株式数 (株) (C) = (B) ÷ (A)	ToSTNeT-3による 取得済株式数 (株) (D)	貴社からみずほ証券 に対する交付株式数 (株) (D) - (C)	みずほ証券からの 追加取得株式数 (株) (C) - (D)
7,320	31,600,000,000	4,316,940	5,000,000	683,060	0
7,220	31,600,000,000	4,376,731	5,000,000	623,269	0
7,120	31,600,000,000	4,438,202	5,000,000	561,798	0
7,020	31,600,000,000	4,501,425	5,000,000	498,575	0
6,920	31,600,000,000	4,566,474	5,000,000	433,526	0
6,820	31,600,000,000	4,633,431	5,000,000	366,569	0
6,720	31,600,000,000	4,702,381	5,000,000	297,619	0
6,620	31,600,000,000	4,773,414	5,000,000	226,586	0
6,520	31,600,000,000	4,846,626	5,000,000	153,374	0
6,420	31,600,000,000	4,922,118	5,000,000	77,882	0
6,320	31,600,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0
6,220	31,600,000,000	5,080,386	5,000,000	0	80,386
6,120	31,600,000,000	5,163,399	5,000,000	0	163,399
6,020	31,600,000,000	5,249,169	5,000,000	0	249,169
5,920	31,600,000,000	5,337,838	5,000,000	0	337,838
5,820	31,600,000,000	5,429,553	5,000,000	0	429,553
5,720	31,600,000,000	5,524,476	5,000,000	0	524,476
5,620	31,600,000,000	5,622,776	5,000,000	0	622,776
5,520	31,600,000,000	5,724,638	5,000,000	0	724,638
5,420	31,600,000,000	5,830,258	5,000,000	0	830,258
5,320	31,600,000,000	5,939,850	5,000,000	0	939,850

※本買付において一般の株主の皆様からの売付注文が無く、みずほ証券から 6,320 円で 5,000,000 株、総額約 316 億円の取得を行った場合の数値例です。実際には交付株式数、追加取得株式数の単元未満株式は切り捨てます。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】

1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年3月27日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：5,000,000株（上限）※ ※上限の潜在株式数は、本買付において一般の株主の皆様からの売付注文が無く、かつ、仮に、以下に定める取得可能株式数（平均 VWAP）（以下に定義する。）がゼロとなった場合を前提とした株式数
(5) 行使時の出資金額	1円
(6) 行使時の交付株式数の算定方法	交付株式数＝(i)売却株式数－(ii)取得可能株式数（平均 VWAP） ※单元未満株式は切り捨て、0を下回る場合には0株とする。 (i)「売却株式数」とは、当社が2024年3月13日に実施する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社普通株式の買付けに際して、割当予定先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（上限5,000,000株）とする。 (ii)「取得可能株式数（平均 VWAP）」とは、受領金額（以下に定義する。）を平均 VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。 「受領金額」とは、当社が2024年3月13日に実施する東証の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社普通株式の買付けに際して、割当予定先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の売却額の合計とする。 「平均 VWAP」とは、2024年3月14日（同日を含む。）から本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日（同日を含む。）までの期間における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の単純算術平均値に99.90%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	みずほ証券に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「2. 本新株予約権の特徴」および別記「3. 割当予定先等(3) その他」をご参照ください。</p>
--	---

2. 本新株予約権の特徴

- (1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払い込まれる出資金額
 - ・本新株予約権は全1回号で構成されており、発行される新株予約権の数は1個です。
 - ・交付株式数は、平均 VWAP の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均 VWAP が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。
 - ・行使の際に払い込まれる出資金額は、1円です。
- (2) 発行条件の確定
 - ・交付株式数の算定に用いられる、売却株式数および受領金額は2024年3月13日のToSTNeT-3の結果によって確定します。ToSTNeT-3において株主の皆様からの売付注文があった場合は、その額だけ事後調整を要する対象株式数が減ることとなり、交付株式数の数量が減額されることとなります。
- (3) 本新株予約権の行使可能期間
 - ・本新株予約権の行使可能期間は、2024年5月8日から2024年9月25日までの期間です。
- (4) 本新株予約権の取得
 - ・本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。
- (5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得
 - ・割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、2024年3月14日から通知日の前取引日までの期間の各取引日における当社普通株式のVWAPの算術平均値に99.90%を乗じた価格（以下「不行使時平均VWAP」という。）が6,320円よりも低い場合は、当社は割当予定先より、受領金額を不行使時平均VWAPで除して得られる株式数から売却株式数を控除した株式数の当社株式を無償で取得することになっております。

3. 割当予定先等

- (1) 割当予定先の概要（2023年12月31日現在）

(1)	名	称	みずほ証券株式会社	
(2)	所	在	地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 浜本 吉郎		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	125,167百万円		
(6) 設立年月日	1917年7月16日		
(7) 発行済株式総数	2,015,102,652株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	7,057名(2023年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主および持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：142,487株 (2023年9月30日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	987,625百万円	608,695百万円	703,632百万円
連結総資産	17,003,639百万円	18,781,187百万円	19,240,493百万円
1株当たり連結純資産	488.41円	746.03円	593.90円
連結営業収益	441,020百万円	401,439百万円	424,977百万円
連結営業利益又は営業損失 (△)	95,923百万円	69,248百万円	16,624百万円
連結経常利益又は経常損失 (△)	97,882百万円	71,562百万円	13,620百万円
親会社株主に帰属する連結 当期純利益又は当期純損失 (△)	75,553百万円	54,982百万円	6,494百万円
1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失(△)	37.49円	54.39円	6.83円
1株当たり配当金	3.75円	37.50円	67.89円

※ 割当予定先であるみずほ証券は東証の取引参加者であることから、東証に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 株券貸借に関する契約

当社大株主と割当予定先との間で株券貸借に関する契約を締結する予定は現時点ではございません。

(3) その他

当社は、割当予定先との間で締結した割当契約において、下記の内容について合意しています。

＜本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得＞

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、当社が割当予定先より、「受領金額を平均 VWAP で除して得られる株式数」から売却株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を要するものとする。

4. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は本 ASR 取引における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得する本 ASR 取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことといたしました。また、本新株予約権について、監査役全員（社外監査役4名を含む）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【一括取得型自己株式取得（ASR）に関するQ&A】

Q：一括取得型自己株式取得（ASR）とは何ですか？

A：一括取得型自己株式取得（ASR）とは、企業が事前公表型の自己株式取得の方法により自己株式を取得するに際して、証券会社が当該企業の株式につき、株券貸借市場等を介して借り入れた上で売り応募し、売却が確定した数量・金額につき、後日、自己株式を市場における当該企業の株式の平均 VWAP で取得したと仮定した場合の取得株式数と当初の自己株式取得株式数との差額を清算する、という手法のことです。

本件における自己株式取得の手法は、米国において広く活用されている Accelerated Share Repurchase（通称「ASR」）という手法を日本の法令・ルール等に適合させたものです。

Q：米国において用いられている ASR と共通する点、異なる点は何ですか？

A：米国において、ASR は、企業が一度に大量の自己株式を取得するための方法として広く活用されています。米国における ASR は、企業が、対象とする自己株式数を、証券会社と相対取引にて取得し、同時に買取価格調整に係る契約を締結するものです。証券会社との取引により、企業が、一度に大量の自己株式を取得することが可能になっています。本 ASR 取引についても、一度に大量の自己株式を取得が可能であることが米国における ASR との共通点です。本 ASR 取引が、米国における ASR と異なる点は、米国では企業と証券会社との相対取引によって執行される一方、本 ASR 取引については、ToSTNeT-3 へ証券会社が売付注文を行うことによって執行される点です。また、米国における ASR の調整取引は差金決済で行われる一方、本件の調整取引は、当社による新株予約権行使によって当社株式を割当予定先に交付、または当社株式を割当予定先から無償取得することによって行われることも、異なる点です。

Q：なぜ一般的な市場買付手法を採用しなかったのですか？

A：今回設定した取得予定金額の自己株式を確実に取得したい、という当社の目的を達成するために、みずほ証券より提案のあった一括取得型自己株式取得（ASR）により取得を行うことが適していると考えました。

Q：一般的な買い付け方法と比較した、本手法のメリット・デメリットは何ですか？

A：本手法のメリットは、自己株式の取得を一括かつ確実に実施できることです。また、ToSTNeT-3 のみの買付けと比較して、一株当たりの取得コストを取得後一定期間の平均 VWAP を基準とする短期的な市場動向の影響を受けにくい金額にすることができるとともに、取得後一定期間の平均 VWAP からディスカウントした価格に抑えられる場合があり、株主還元額へのコミットメントと平均取得コストの平準化・低減可能性を両立しうるものと評価しています。本手法のデメリットは、新株予約権の発行に係る手続きを要することです。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Q：取得予定金額の自己株式取得は確実に達成できるのですか？

A：当社の買付金額は、ToSTNeT-3 における株主の皆様からの売付注文と、みずほ証券による売付注文により達成される予定です。なお、みずほ証券による売付注文の額は、みずほ証券が株券貸借市場等において借り入れることができる当社株式の数量に依存することになりますが、現時点において、みずほ証券からは取得予定金額の売付注文は可能である旨聞いておりますので、株主の皆様からの売付注文が無かった場合においても取得予定金額の自己株式取得は可能と考えております。

Q：みずほ証券は保有している株式で売付注文をするのですか？

A：みずほ証券は、本開示以降当社株式を株券貸借市場等より借り入れた上で売付注文をする予定であると聞いております。

Q：みずほ証券は ToSTNeT-3 で貴社株式を売却した後は、どうするのですか？

A：みずほ証券の行動に関しては当社の関知するところではありませんが、借り入れた株式を返却するまでの間、株式市場の内外で当社株式を購入する予定であると聞いております。

Q：みずほ証券が ToSTNeT-3 で貴社株式を売却する場合、一般株主による売付注文との優先関係はどのようになるのでしょうか？

A：一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるみずほ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されます。

Q：貴社が実施した自己株式取得後にみずほ証券が行う貴社株式の買付に関して、みずほ証券との間で契約を締結しているのですか？

A：当社株式の買付に関しての契約は締結しておりません。上記のとおり、みずほ証券が株式市場の内外で当社株式を取得する予定である旨は何っておりますが、実際のみずほ証券の行動については当社の関知するところではありません。

Q：なぜ新株予約権を割り当てる必要があるのですか？

A：新株予約権者への新株予約権の割り当ては、一括取得型自己株式取得（ASR）における取得株式数の調整のために実行するものです。本新株予約権の割り当てにより、2024年3月14日から新株予約権者が行使を行う日の前日までの当社株式の平均価格を基準とする価格（「平均VWAP」）が ToSTNeT-3 における取得価格よりも高い場合に、機動的にその差額分に相当する数の当社株式を新株予約権者に交付することが可能となります。

Q：平均VWAPが ToSTNeT-3 における取得価格よりも低い場合はどうなりますか？

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

A：平均 VWAP が ToSTNeT-3 における取得価格よりも低い場合は、新株予約権は行使されず新株予約権者に対し当社株式は交付されません。一方、ToSTNeT-3 でのみずほ証券からの取得株式数よりも多くの株式数を買付けることができる計算となるため、当社はその差額分に相当する数の当社株式を新株予約権者から無償で取得します。

Q：平均 VWAP とは何ですか？

A：2024 年 3 月 14 日から新株予約権の行使日若しくは行使が行われない旨の通知を受けた日の前日までの各取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格 (VWAP) の算術平均値に 99.90% を乗じた価格で、今回の自己株式取得における一株あたりの当社の実質的な取得コストとなります。

本 ASR 取引は、本新株予約権の発行を無償取得条項と一体として評価した場合に有利発行に該当しないことを前提として設計されています。そのためには、本新株予約権および無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることが必要となるところ、かかる条件を満たす範囲で、割当先と協議した上で、上記のように平均 VWAP を定めたものとなります。なお、当社は本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得する本 ASR 取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことといたしました。

Q：取得結果は最終的にどのようになるのですか？

A：株主の皆様からの売付注文状況によって当社の最終取得結果は異なります。株主の皆様から取得した自己株式に関しては、一株あたり基準価格での取得となりますが、みずほ証券から取得した自己株式に関しては後日調整取引が行われますので、その後の株価推移によって取得結果が変わってきます。みずほ証券から取得した自己株式に関しては、最終的な取得単価が経済効果として平均 VWAP と同じになるように、当社から新株予約権者への株式の交付、又は新株予約権者から当社への株式無償取得がなされます。株主の皆様からの売付注文が無かった場合には、取得予定金額を平均 VWAP で取得した場合と同じ株数の取得結果となります。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Q：新株予約権者はどのようなタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことの決定をするのですか？

A：新株予約権の行使可能期間において、みずほ証券が借り入れた株式を返却する目処がついたタイミングで新株予約権の行使又は新株予約権の行使を行わないことの決定をするものと理解しております。なお、新株予約権が行使された時点又は行使がされないことが確定した時点で、開示をする予定です。

Q：どのような場合に新株予約権は行使されることになるのですか？

A：平均 VWAP が ToSTNeT-3 での取得価格である基準価格よりも高い場合に行使されます。なお、行使可能期間は 2024 年 5 月 8 日から 2024 年 9 月 25 日までとなっています。

Q：新株予約権の行使に伴い市場で流通する株式数は増えるのですか？

A：新株予約権の行使により交付される株数は、ToSTNeT-3 においてみずほ証券から取得した株数が上限となりますので、ToSTNeT-3 での自己株式取得と新株予約権の行使を合わせて考慮すると、市場で流通する株式数が増えることはありません。なお、新株予約権の行使に応じて新株予約権者に交付する当社株式には自己株式を充当する予定です。

Q：新株予約権者は新株予約権の行使で入手した株式をどうするのですか？

A：新株予約権者の行動に関しては当社の関知するところではありませんが、みずほ証券による借株の返却に用いられると聞いております。

以 上

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。